

個人情報保護に対する基本方針

社会福祉法人 積善会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 当法人は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等（別表1）を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 当法人は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 当法人は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 当法人は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 当法人は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、毀損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 当法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 7 当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 当法人は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 当法人は、この方針を実行するため、個人情報保護規程を定め、これを当法人役職員に周知徹底し、確実に実施します。

平成26年4月1日制定

社会福祉法人 積善会
理事長 川口 正信
青梅複合型ケアサービスセンター
管理者 渡辺 淳一

別表 1 福祉関係業務に従事する者の守秘義務

資格名	根拠法
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法（第 4 6 条）
介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法（第 4 6 条）
事業者及び従業者	老人福祉法(昭和 3 8 年 7 月 1 1 日法律第 1 3 3 号：改正平成 1 7 年 4 月 1 日)
	介護保険法（平成 9 年 1 2 月 1 7 日法律 1 2 3 号：改正平成 1 6 年 1 0 月 1 日）
	介護保険施行法（平成 9 年 1 2 月 1 7 日法律 1 2 4 号：改正平成 1 5 年 4 月 1 日） 介護保険施行令（平成 1 0 年 1 2 月 2 4 日政令 4 1 2 号：改正平成 1 6 年 1 0 月 1 日） 介護保険法施行細則（平成 1 1 年 3 月 3 1 日厚生省令第 3 6 号：改正平成 1 6 年 4 月 1 日人員、設備及び運営に関する基準（第 3 4 条第 1 項、第 2 項）
指定複合型サービス事業所の従業者	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び基準第 182 条による他の章からの準用規程

[参考]

○社会福祉士及び介護福祉士法

第 4 6 条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び基準第 182 条による他の章からの準用規程

第 3 条の 3 3 指定複合型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定複合型サービス事業所の従業者は、当該指定複合型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定複合型サービス事業所の従業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(別表 2)

個人情報保護の利用目的

青梅複合型ケアサービスセンターでは、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、個々に利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う事は致しません。

【介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的】

1. 青梅複合型ケアサービスセンター内部での利用目的
 - ・当施設が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
 - ・介護保険事務
 - ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運營業務のうち、
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護サービスの向上
2. 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - －利用者に施設サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －その他の業務委託
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - －家族等への心身の状況説明
 - ・介護保険事務のうち、
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 当施設内部での利用に係る利用目的
 - ・当施設の管理運營業務のうち、
 - －介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

社会福祉法人 積善会
理事長 川口 正信

青梅複合型ケアサービスセンター
管理者 渡辺 淳一